

## 令和3年第2回定例委員会

1 日 時 令和3年1月27日(水) 10時30分から10時55分まで

2 場 所 委員会室

3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明  
委員長職務代理 五十嵐正信  
委員 野村有信  
委員 臼井祐一  
事務局 長  
担当部長  
選挙課 長  
広報啓発担当課 長  
書記 4名

4 議 事

議 案

1 東京都議会議員選挙の選挙期日等の決定について

5 会議の概要

発言者	発言の要旨
委員長	<p>ただ今から令和3年第2回定例委員会を開会いたします。</p> <p>本日は傍聴の方がいらっしゃいます。傍聴人の数は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程第2条により、5人以内と定められておりますが、同条ただし書きを適用し、本日は申請者全員の傍聴を認めます。</p> <p>傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるよう、お願いいたします。</p> <p>本日は、1件の議案を予定しております。</p> <p>それでは、議案第1号 東京都議会議員選挙の選挙期日等の決定について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>《議案第1号について説明》</p>
委員長	<p>説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。</p>
委員	<p>まず、最初に確認しておきたいのですが、今の説明では、日曜日を前提にした場合には4つの候補日があるということですが、これまでの都議選について、選挙期日はどのようになっていたのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成に入って以降行われた都議会議員選挙は、前回までで8回でございます。うち、6月に投票日が設定されたのが3回、7月の第1週が4回、7月の第2週が1回となっております、第3週以降に行われた例はございません。7月第1週が最多となります。なお、6月に投票がされた3回のうち、平成5年については7月上旬に東京サミットが予定されていたためであり、残りの平成13年と同25年については7月中に参議院議員選挙の執行が予想されていたため、期間の重複が生じることのないよう早期に実施されたということでございます。</p>
委員	<p>資料の中で、選挙期日を決定するに当たって考慮すべき事項の一つとして、災害による繰延投票や再投票を行う場合に備えた日程の確保ということが挙げられていますが、これまで、災害等により投票日が延期された例はあるのでしょうか。また、災害等による投票日の延期は、どのような場合に適用されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>繰延投票や再投票は投票所単位で適用される制度でございますが、平成22年2月に行われた青森県のおいらせ町長選挙では、投票日当日に発表された大津波警報を受けて投票中であった沿岸の3投票所を急遽閉鎖し、これらの投票所については、公職選挙法の規定により、翌週の日曜日に再投票が実施された例がございます。</p> <p>また、公職選挙法による投票日の延期が適用される場合としては、天災その他避けることのできない事故が原因で投票所が開設できない場合や、投票所へ</p>

の交通が遮断され、有権者が投票所にたどり着くことができないような場合が想定されております。

なお、延期の手續としては、現場を管理する区市町村選挙管理委員会が投票延期の必要性を判断の上、選挙を管理する都選管に延期の届出を行い、それを受けて都選管が延期の可否を判断することとなっております。

委員

先日も日本海側では記録的な大雪が降るなど、気象の激甚化が進んでおり、都議選の時期ですとちょうど梅雨が明ける頃になるかと思いますが、豪雨災害による投票日の延期も想定しなければならないと思います。

先程の五十嵐職務代理の御質問への事務局答弁で都議選が7月第2週以降となったことはほとんどないという話でしたが、延期後の投票日が任期満了日を超えてしまうおそれのある選挙日程、つまり任期満了前30日以内に4つある日曜日のうち後ろの2つは、こういった観点から回避したほうがよいということが確認できたように思うけれどもいかがでしょうか。

事務局

その点に関しては、委員御指摘のとおりかと考えます。

委員

災害等の発生について考慮するというところでございますが、現在、新型コロナウイルス感染症の第3波とも言われる状況であり、特に年明け以降は首都圏を中心に流行が急拡大し、今月7日には緊急事態宣言も出されたところでございます。今年、都議選の時期における感染流行の状況が現時点では見通せない状況にあるが、どのような対策を講ずる予定かお伺いします。

事務局

今回の都議会議員選挙の執行にあたりましては、委員御指摘のとおり感染症流行が収束していない状況も想定し、有権者や選挙事務従事者の安全確保のために一層の対策を徹底することが必要と考えております。

具体的には、区市町村選管が投開票所での感染症対策を実施するうえで必要な経費を十分に措置することや、投票所の混雑緩和のために期日前投票の積極的利用を促進することなどに加えて、去年の都知事選挙の際に策定した「投票所・開票所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に必要なブラッシュアップを施しまして、万全の手立てを講じてまいりたいと考えております。

委員

資料では、選挙期日を決定するに当たって考慮すべき事項の2番目にオリンピック日程を踏まえて区市町村の業務に配慮する必要があるとあります。確かに、都議選の執行とオリンピックの開催の両方を成功させるためには、現場の実務を担う区市町村の協力は不可欠な要素であると考えます。区市町村の具体的な状況について、わかれば教えてください。

事務局

都内23区、26市において、選挙の投票所や開票所として使用している施設にオリンピックの公式練習会場等としての使用予定が入っているという区市が26団体（13区・13市）ございます。また、この26団体におけるオリンピック関連の施設使用の時期としては、6月27日時点で既に使用予定が入っているという区市が2団体、6月27日ならば使用されていないが7月4日時点

では使用予定が入っているという区市が7団体、7月4日時点でも使用予定が入っていないという区市が15団体となっております。こうした場合、他の施設を確保する等の対応を行うものと聞いています。

加えて、全国を巡ってきた聖火リレーが7月9日に都内に入り、7月23日までに都内62区市町村の全てを回りますが、通過時には区市町村ごとにセレモニーが開催され、区市町村の職員が業務に当たることにも配慮が必要と考えられます。

委員 今の事務局の答弁からは、オリンピック日程から遠ければ遠いほど区市町村の負担は少ないと思われるが、細かく見ると、オリンピックによる使用予定の発生する時期は区市によってまちまちであることも分かります。こうした情報を得る中で、都議選の日程に関して、区市の選管からはどのような意見が出てきているのか教えてください。

事務局 区や市の選管からは、会議の場などを通じて、法定の範囲内で一番早いタイミングである6月27日に選挙期日を定めて欲しい旨の意見が出ているところでございます。

委員 なるほど、そうであれば、なるべく早いタイミングで都議選を行うことで、オリンピックへの影響をより少なくできるということになると思います。投票の現場を担う区市町村の意見は重く受け止めなければいけないと思います。そうすると、公職選挙法の定める期間内で最もオリンピックから遠い6月27日を選挙期日とすることも有力な選択肢であるようにも思えますが、その点についてはどう考えていますでしょうか。

事務局 委員御指摘のとおり、オリンピック日程からできるだけ間隔を開けるという観点は非常に重要であると考えております。一方で、資料の「選挙期日を決定するに当たり考慮すべき事項」の③にも記載させていただいたとおり、6月の都議会第2回定例会でコロナ感染症対策などの重要課題が審議されることも想定されます。こうした場合には、現職議員の立候補準備や選挙運動準備に大きな支障を及ぼすことも考えられるため、この点についても考慮に入れておくべきかと考えた次第であります。

委員長 今の事務局の答弁にあった「考慮すべき事項」の③、都議会定例会の日程からの期間の確保という論点について議論したいと思いますが、この点に関し、御意見・御質問はございますか。

委員 都議選のある年の第2回定例会は、他の年に比べて開会から閉会までの日程が短期間となる慣例になっておりますが、今年については、コロナ対策等の重要課題の審議やオリンピックの直前期ということもあり、相当の議事日程を要する可能性がございます。

都議会議員は都民の負託を背負って活動をしているものであり、都が未曾有の危機に直面している現下の状況においては、平常時にも増して、議員の議会活動に十分な配慮が必要になっているともいえます。そういったことを考えま

すと、議員選挙が議会開会中や閉会直後にならないように配慮する必要もあると思います。この点、今年の第2回定例会のスケジュールは未確定だと思えますが、過去の日程はどうなっているのか。また、議会日程と選挙日程の関係を考えるうえで法律の規定も確認しておきたいと思えますが、いかがでしょうか。

事務局

過去の例では、前回都議選のあった平成29年の第二回定例会は6月1日開会、6月7日閉会で会期は7日間、前々回都議選の平成25年は6月3日開会、6月7日閉会で会期は5日間となっている。過去2回はいずれも6月7日閉会だが、仮に今年も6月7日頃に閉会とした場合、6月27日投票の場合は選挙戦のスタートとなる告示日が6月18日となり、閉会から約10日後というわずかな期間となります。

また、衆議院、参議院の任期満了選挙に関しては、国会会期中や閉会直後に選挙が予定されると議員としての職責を果たせなくなるおそれがあることから、会期中や閉会後の一定期間（23日間）は選挙を行わないことが公職選挙法に規定されております。しかしながら、地方議会議員選挙についてはそのような規定はありません。

委員長

これまでの事務局の答弁で、区市の選管からはオリンピックからなるべく離れた6月27日にして欲しいとの要望があったとのことであり、そうした声を重く受け止めなければならないと思います。

一方で、都議会閉会から告示日までの期間を確保するというのも重要な論点として存在しています。

そのことについて、委員の皆さんは、どのようにお考えでしょうか。

委員

オリンピック日程については先ほども確認したところでありますが、7月9日から都内を聖火リレーが巡ることになっています。この聖火リレーの期間と選挙期間が重なると、警備面も含めて、区市町村の人員確保の困難さがさらに増すと考えられます。こうした観点では、6月27日投開票が望ましいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

委員

国を挙げての一大イベントであるオリンピックから選挙日程を離すという観点は非常に重要であるし、区市の現場の声も尊重しなければならない。しかし、野村委員もご指摘のように、コロナ禍という未曾有の危機に対して、都議会も全力で対策に取り組めるよう、選挙日程を設定することも重要かと思えます。現在の、こうした前例のない状況を踏まえると、オリンピックへの対応とコロナ禍への対応とを両立させなければならないわけであり、都議会定例会とオリンピック日程の両方から一定の間隔を空けることができる7月4日投票という日程を、私としては推したいと思えます。

委員

先ほども質問したが、年明け以降、新型コロナウイルス感染症が急拡大している状況を見ていると、6月の都議会がこれまでの都議選の年のように早く閉会する前提で選挙日程を考えることはリスクが高いのではないかと考えます。また、コロナ対策のような重要課題を前にして、選挙のために十分な議会活動が可能な

いということになれば、まさに私が先ほど質問したように、都議会が都民の負託に十分に応えられない可能性も出てきてしまいます。

国政選挙については、国会閉会から3週間以上、具体的には23日間は選挙を行わないことで、議会活動と選挙準備を両立させる法の規定がございます。東京都の行政規模の大きさや現下のコロナ対策への備えを考慮すると、国政選挙と同様の考え方に立って、都議会定例会からの間隔を確保する観点が重要であり、6月27日だとリスクが大きいのではないかと考えられます。

委員 確かに、五十嵐職務代理や野村委員のおっしゃるように、東京都が新型コロナという脅威に立ち向かい、都民の生命や健康を守るためには、都議会が十分に機能を発揮することが必要だと思う。

そういった観点も重視しながら、オリンピック日程との間隔も最低限確保するという事ならば、7月4日ということになるかと思えます。

委員長 様々な意見を頂戴しましたが、委員の皆さんの意見を総合すると、オリンピックへの影響や区市町村の意向を考慮して、なるべく早い時期での選挙期日にすべきであるという考え方は非常に重要であります。しかし一方で、未曾有の事態であるコロナ禍が収束していない状況での都議会となることも想定されるため、定例会の審議日程に極力影響を及ぼさない選挙期日でなければならぬということも十分に考える必要があります。都議会閉会日と選挙告示日との間に一定期間の間隔を設けるべきとする配慮も必要であり、そのバランスを取ると、7月4日投票というのが良いという意見に収れんされるということになります。非常に難しい決断をすることになりますが、選挙日程の決定に当たって、他に何か御意見、御質問等がございますか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。それでは、本夏執行の都議会議員選挙については、原案記載の案2のとおり、選挙期日を7月4日、告示日を6月25日と決定することでご異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案記載の案2のとおり決定いたしました。そのほかに、何か確認しておきたいことなどはございますか。

委員 今現在、緊急事態宣言下にあるわけですが、都議選の時期にも緊急事態宣言が発令された場合に、選挙日程に影響することは想定されるでしょうか。

事務局 昨年4月7日に緊急事態宣言が発令された後に総務省選挙部から都道府県選管宛てに発出された通知では、緊急事態宣言下においても、選挙は公職選挙法の定める時期に行われるものであるとの技術的助言が示されております。また、今年7月の緊急事態宣言にも対応し、翌日8日に同様の通知が出されています。都内では、昨年の緊急事態宣言下で目黒区長選挙、福生市長選挙、奥多

摩町長選挙がございましたが、いずれも当初の計画どおり執行されました。また、現在千代田区長選挙が執行されていますが、今朝千代田区選管に確認したところ、コロナ禍での選挙執行について、特に区民から苦情等は入っていないということでした。

いずれにしても、今回の都議会議員選挙についても、万全の感染症対策を講じながら、決定された日程での選挙執行に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、過去の大震災の後には、被災自治体の統一地方選挙の期日を延期する特例法が制定されたことがあります。今後の感染症の流行状況や、それに対する国の動向を注視しながら、必要に応じて適切に対応してまいります。

委員長            その他、何か御質問等ございますか。

委員                なし

委員長            特にないようですので、以上をもちまして本日の委員会は閉会といたします。